

広島県告示第二百九十四号

平成十七年広島県告示第千三百号（広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定管理者に管理させる港湾施設）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表広島港の部荷さばき施設の款中

廿日市木材製品四号上屋	廿日市市木材港南一三五三番
廿日市木材製品五号上屋	
廿日市木材製品六号上屋	

を

廿日市木材製品四号上屋	廿日市市木材港南一三五三番
廿日市木材製品五号上屋	
廿日市木材製品六号上屋	
五日市県営一号上屋	
五日市県営二号上屋	

に改める。